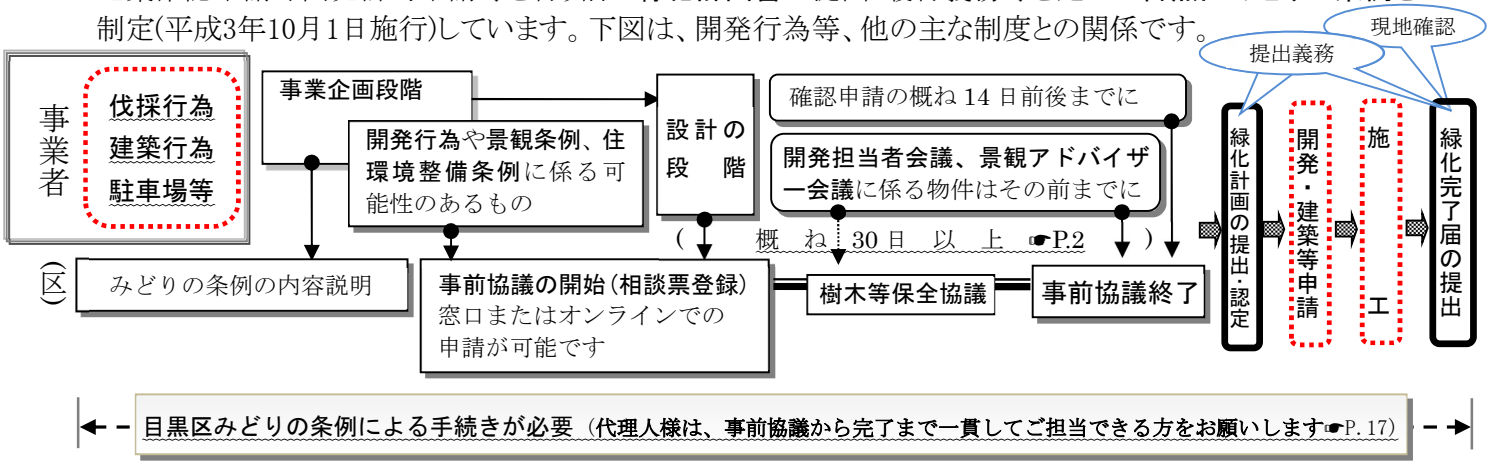
目黒区みどりの条例　※区内全域に掛かっています。

2026(令和8)年6月1日版

樹木等保全協議・緑化計画の基準

目黒区では、樹木等を伐採しようとするときに**区と所有者等が**保全に関する協議を行う**樹木等保全協議**や、建築確認申請や開発許可申請等を行う前の**緑化計画書**の提出・履行義務等を定めた**目黒区みどりの条例**を制定(平成3年10月1日施行)しています。下図は、開発行為等、他の主な制度との関係です。



対象となる2つの行為　☛P.20　目黒区みどりの条例(抜粋)参照

1　伐採行為(解体等、建築行為等がなくても適用されます)　☛P.2 樹木等の保全協議制度

次の規模要件に該当する樹木等を伐採しようとする場合は、現地での樹木等の保全協議の対象になります。樹木等を伐採しようとする日の30日前までに、まず窓口で協議を開始する必要があります。

◆1.5mの高さにおける幹周が80cm以上ある**樹木**(図1)
　地上から1.5mの高さで**複数の幹がある樹木**は、それぞれの幹周の合計に0.7を乗じた値が80cm以上あるもの(図2)

◆みどりで覆われている土地の面積が計300㎡以上ある**樹林**☛P.5

◆樹高が90cm以上、かつ、その長さが計20m以上ある**生け垣**☛P.7

※枯死木等は対象とならない場合があります。お問い合わせください



図1



図2

2　建築行為(建築や開発行為等を予定するとき。**事前協議**が必要です)　☛P.2～　緑化計画制度

◆**敷地面積200㎡以上で、新築・新設・増改築・増設・用途変更等を行うとき**　→申請の概ね30日前までに相談票の登録をして事前協議を開始。敷地面積200㎡未満でも対象になる場合があります。(☛P.4)

◆**自動車等の収容能力が20台以上の駐車場の設置を行うとき**　→概ね申請の30日前までに相談票を登録し、事前協議を開始してください。

◆**開発行為、景観条例、住環境整備条例、地区計画等に係る事業を行うとき**　→これらの事業に係る可能性のある物件については、(数か月以上前の段階でも)**事業の企画段階でみどりの係で相談票の登録を行い**、事業の内容が固まる前の手続きと並行して、緑化の事前協議を開始して下さい。(☛P.2)

◆**都条例との関係**(敷地面積3,000㎡以上は注意)
　→目黒区に緑化計画書を提出するものは、東京都への緑化計画書(東京における自然の保護と回復に関する条例第14条)の提出は不要です。ただし、3,000㎡以上の敷地(同条例第47条の開発許可対象規模)では、都の窓口に行き、都条例の開発許可相談票の写し(都の窓口で押印確認があるもの)をもらい、これをコピーして目黒区に提出する緑化計画書に添付して下さい。詳しくは下記の東京都担当へお問い合わせ下さい。
　・東京都環境局自然環境部緑環境課　TEL 03-5388-3455 指導担当　(都庁第二本庁舎19階中央)

※本パンフレットに関する問合せ先はP.22に記載しております。

目黒区は
「目黒区いきものみどりみらい計画
～ささえあう生命(いのち)の輪(わ) 野鳥のすめるまちづくり計画～」を推進しています

地球のいのち、つないでいこう
ささえあう生命の輪 目黒区生物多様性

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.
「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

手続きの流れ

●樹木等の保全協議(現地立会いが必要)

対象となる樹木等は☛P. 1

伐採しようとする日の30日前

樹木等の保全の協議開始
・窓口でのご相談又は協議書を持参した時に協議開始
・協議書の正本・副本をお預かり

↓

樹木等の保全の検討
・**現地立会い調査**を実施

↓

樹木等の保全の方向性の検討(区と樹木等の所有者の方と保全に向けた協議をします)

既存の位置での保全 【保全】	移植による保全 【移植】	やむを得ず伐採 【伐採予定】
・保存樹木等への指定の検討 ※指定要件や管理の助成制度は窓口にお問い合わせ下さい	・存置できない理由を明示 ☛P. 5 ・樹木等の移植に関する助成制度、保存樹木等の指定の検討	・移植保全ができない理由明示☛P. 5 ・規模要件に満たない樹木等の保全 ・代替行為の検討

↓

樹木等の保全の協議終了
・副本の受領

↓

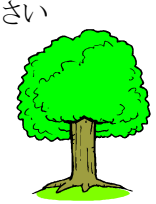
樹木等の保全協議結果の履行
・協議結果を履行

→

移植・代替行為の実施報告等
・代替行為の実施状況の確認

① 建築予定があるものは、緑化計画の手続きの中で保全協議を行います
② 建築行為の有無、敷地規模には関係なく適用されます
③ 必要な図書(正副２部) ア 樹木等の保全協議書　イ 付近案内図
ウ 現況の緑地図(平面図、敷地内の中高木樹種等一覧表、求積図等)
エ 現況樹木等がわかるカラー写真 オ 建築図(予定がある場合)
④ 伐採時期が、緑化計画書の提出後になることが確定している場合、緑化計画の事前協議期間内で現地立会い調査等の保全の協議を行い、これを反映した「緑化計画書」を提出して下さい。この場合単独での「保全協議書」の提出は不要です

※ 現地立会い調査前の緑化計画書の受理はできません
※ 当該敷地で引続き建築計画等を伴うときは、従前のみどりの環境を保全回復できるよう、相応の植栽に努めて下さい
※ 代替行為、移植の助成制度等はお問い合わせ下さい



建築計画等がある場合

●緑化計画　200㎡以上の敷地での建築行為等

開発行為を伴った宅地造成後の敷地での建築確認申請では、敷地面積 200 ㎡未満も含みます

事前協議期間

緑化計画の事前協議＝現地立会いを含む樹木等の保全・新たな緑地整備の検討を行います。窓口で登録します。

●事前協議の開始時期は次のとおりです。他の制度と同時進行で事前協議を行って下さい

〔緑化計画相談票の登録〕＝**建築確認申請の概ね30日前まで**
ただし、以下の要件にあたる場合は、事前調査の段階(**土地利用や建築等の構想・計画を決める前**)で**緑化計画相談票を登録し協議を開始**して下さい。

◆「開発行為」に該当する可能性のあるもの(合計500㎡以上の一団の敷地)〔事前相談の段階で〕
◆「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に該当するもの　〔標識設置の前までに〕
◆「住環境整備条例」に該当するもの　〔事業実施のための事前調査の段階で〕
◆「景観条例」に該当するもの　〔景観アドバイザー会議にかかる手続の前までに〕
◆その他総合設計制度等の物件　〔事業実施のための事前調査段階で〕

14日前後

緑化計画書の提出
●緑化計画書をご提出いただく前に、現況緑地の現地確認を行う事があります

↓

緑化計画書の認定通知書の受領
●緑化計画書認定通知書と認定カードを受領
●開発担当者会議の前までに認定が必要

→

審査機関への建築確認申請等の提出
●緑化計画認定カードを添付し、建築確認申請書を審査機関に提出して下さい。

各会議終了後、緑化計画内容の調整

★開発行為　★景観条例
●開発許可担当者会議、景観アドバイザー会議の前に事前協議を終了して下さい。

※樹木等の保全協議や緑化計画に関する手続きは情報公開条例による情報開示請求の対象となりますので、誰が見てもわかる図面等として下さい

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

緑化計画の５つの基準

【基準1】 既存樹木等の保全　※事前協議開始前に、既存樹木等の伐採は行わないで下さい ☛P. 5

1　敷地内の既存樹木等の保全に努めて下さい。一定の大きさの樹木、樹林、生け垣がある場合は、樹木等の保全を考慮した緑化計画を立てて下さい。樹木等の保全協議の手続きや現地立会いが必要な場合があります(☛P. 1～2 樹木等の保全協議制度)。詳しくはお問い合わせ下さい。

2　やむを得ず伐採するときは、従前のみどりの量と質を回復するよう相応の植栽に努めて下さい。

【基準2】 接道部(道路沿い)の緑化延長 ※中高木または生け垣による緑化が基本です ☛P. 6

接道部の緑化基準延長[m] ＝ 接道部の総延長[m] × 接道緑化率(下表)

接道部の中高木生垣による緑化基準延長[m] ＝接道部の緑化基準延長[m] ÷2

接道の施設区分 ＼ 敷地面積	1,000 ㎡未満	1,000～3,000 ㎡未満	3,000～10,000 ㎡未満	10,000～30,000 ㎡未満	30,000 ㎡以上
専用住宅・共同住宅等	０．６		０．７		０．８
事務所・店舗・工場・診療所等	０．３	０．５	０．６	０．７	
学校・保育園・庁舎等	０．６	０．７		０．８	
屋外運動場・処理場等	０．７			０．８	
駐車場・社寺等	０．３	０．６		０．７	

【基準3】 敷地の緑化面積 ※施設区分に応じた❶～❸の各式すべてを満足する値となります ☛P. 9

❶民間施設･一般

敷地の緑化基準面積[㎡]＝｛敷地面積[㎡]×（100－建ぺい率※）[%]｝×敷地緑化率(下表)

※緩和後の法定建ぺい率。建ぺい率が100%になるときは、90%と置き換えて計算

全体敷地面積 ＼ 用途地域	第１種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	第１種住居地域 第２種住居地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域
350 ㎡未満	０．２５	０．２０	０．１０
350 ㎡以上 1,000 ㎡未満	０．３５	０．２５	
1,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	０．５０	０．３７５	０．２０
5,000 ㎡以上			０．２５

❷総合設計制度等(☛P. 9)を用いる場合　(公共施設で適用する場合は5000㎡を1000㎡に読み替えます)

全体敷地面積5,000㎡未満　敷地の緑化基準面積[㎡]＝（敷地面積[㎡] ― 建築面積[㎡]）× 0. 30

全体敷地面積5,000㎡以上　敷地の緑化基準面積[㎡]＝（敷地面積[㎡] ― 建築面積[㎡]）× 0. 35

❸公共施設(複合施設はお問い合わせ下さい)　**敷地の緑化基準面積[㎡]＝ 敷地面積[㎡] × ０．２**

【基準4】 中高木の本数 ※中高木は植栽時の樹高が 1.5m 以上の樹木です ☛P. 11

中高木の基準本数[本]＝ 敷地の緑化基準面積[㎡] ÷ ４ （小数点以下切り上げ）

【基準5】 建築物の緑化面積 ※敷地面積 500 ㎡（公共施設は敷地面積 250 ㎡）以上で対象☛P. 12

建築物の緑化基準面積[㎡] ＝ 屋上緑化可能面積※ × 建築物緑化率(下表)

※屋上緑化可能面積＝建築面積－屋上緑化が困難な管理機器等の実投影面積

全体敷地面積・制度		建築物緑化率　面積は全体敷地面積(公共施設 1000 ㎡)	
民間施設 公共施設	一般の施設	5,000 ㎡未満　０．２	5,000 ㎡以上　０．２５
	総合設計制度等 ☛P. 9	5,000 ㎡未満　０．３	5,000 ㎡以上　０．３５

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

緑化計画の基準と手続き　　建築行為等を行おうとするとき

敷地面積200㎡以上で以下の行為を行うときに、あらかじめ緑化計画書の提出し、その内容の履行を義務付ける（目黒区みどりの条例第18条・施行規則第12条）とともに、みどりの景観や生物多様性等に配慮した多様な緑化をお願いしています。

●対象となる行為等の例(いずれも行為等の前に緑化についての事前協議が必要です)

下記以外の行為（長期優良住宅制度等）については「**みどりの条例施行規則**」参照　☛P. 21

1　都市計画法第4条第12項に規定する行為（開発行為）に係る許可申請等の手続き
〔建築や特定工作物の建設とそのための土地造成、位置指定道路設置等の土地の区画形質の変更。開発行為を伴った宅地造成後の敷地での建築確認申請では、敷地面積200㎡未満も含みます。〕

2　建築基準法第6条第1項の確認を必要とする行為（建築確認申請：変更申請を含む）
〔同法第6条の2第１項の指定確認検査機関への確認の提出も含みます。また、同法第6条の建築確認申請を準用する行為（増改築、用途変更やエレベーター増設等）でも届出が必要です。〕

3　建築基準法第18条第2項の規定による通知を必要とする行為（計画通知）

4　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第2第2号に規定する自動車駐車場を設置する場合　〔20台以上の駐車場（敷地面積200 ㎡未満も含む）〕

① 建築敷地が目黒区と隣接する他の自治体にまたがる場合は、双方の緑化基準を満たした緑化計画書の提出が必要です。ただし、目黒区の敷地面積が10%未満の場合は、目黒区への緑化計画書の提出は不要です。
② 緑化計画書の届出が不要の敷地についても、建築時にはできる限り緑化にご協力下さい（助成制度あり）。
③ 敷地面積500㎡以上の場合は、都市計画法の規定により開発行為の事前相談及び手続きが必要ですので、都市整備課開発係（TEL 03-5722-9715）にお問い合わせ下さい。
④ 20台以上の駐車場を設置する場合は、事前に環境保全課公害対策係（TEL 03-5722-9384）へお問い合わせ下さい。



●緑化計画基本事項（P. 5からの基準1～5を満たして緑化計画を立てて下さい）

① 建築確認申請等をする 14 日前後までに、全ての書類が整った緑化計画書の提出が必要です。提出前に必ず事前協議（☛P. 2）が必要です。民間の指定確認検査機関へ建築確認申請をする場合も同様です。
② 事前協議の開始にあたっては、既存樹木の有無や敷地の形状を確認するため添付書類（☛P. 17）のうちコ（現況カラー写真）をお持ち下さい。以降の事前協議の中でア～セの図面（案）等を整えます。
③ 所在地は住居表示を記載し、敷地・建築面積、接道部総延長は、建築確認申請等の数値を用いて下さい。
④ 提出及びその内容を履行いただけない場合は、区から事業主（施主）に対して、提出するよう連絡や施工状況の確認、条例第 28 条に基づく区長名による勧告及び 29 条に基づく公表を行うことがあります。
⑤ 緑化計画書の認定通知の交付後の下記の手続きは、別パンフレット参照(窓口でお問い合わせ下さい)。緑化計画は変更があった時の変更届、竣工時の完了届の提出が義務付けられています　☛P. 22

ア 施主・代理人等の変更　　イ 緑化計画の変更　　ウ 緑化計画完了　　エ 緑化計画中止

〔目黒区が目指すみどり〕　みどりのつながり・いきものの道(エコロジカルネットワーク)の形成

1 個々の建築行為等の機会を捉え、自然・歴史・文化・生活を踏まえた周辺との調和や配慮を求めていくことで豊かなみどりの景観を誘導します
2 既存樹木や表土を残し、樹木や草花などによる多層のみどりが連続するまちなみの形成を図ります
3 野鳥がすめるまちにする花や実のなるみどりなど、生物多様性に配慮した樹種選択や配植をします
4 ブロック塀等を撤去し、安全で安心できるみどりの景観を確保する道路側のみどりをつくります
5 地上部の緑化のほか、ヒートアイランド現象の緩和に貢献する建築物の緑化を進めます

（参考:目黒区景観計画、目黒区いきものみどりみらい計画～ささあう生命(いのち)の輪(わ)　野鳥のすめるまちづくり～）

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

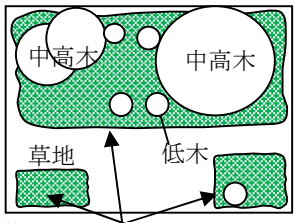
【基準1】既存樹木等の保全 ※事前協議開始前に、既存樹木等の伐採は行わないでください

1　基準の内容

(1) 敷地内に既存の樹木等がある場合は、できるだけ保全を図って下さい。

樹木(木本性植物、竹類等)、樹林(樹高３m以上の高木が数本まとまって林を形成しているもの、又は高木と一体となって樹高1.5m以上の中木、低木、草花、草地及び水辺地で緑地を形成しているものをいい、一敷地内で分断されている場合は一体として敷地単位に扱います)、生け垣、水辺地、希少な動植物や植生が確認されている地域は、その場所で保全を努めてください。それができない場合は敷地内で移植等をして保全することを検討して下さい。

区の保存樹木等に指定されていたり、保全協議の対象となる樹木(☛P.1)がある場合は、その保全を考慮した緑化計画を立てて下さい。



樹林が分断している場合は、同一敷地内であれば一体として扱います

(2) やむを得ず伐採するときは、従前のみどりの量と質を回復するよう相応の植栽に努めて下さい。

※既存樹木等のうち、「樹木等の保全の協議（☛P.1)」の対象要件にあたる樹木・樹林・生け垣がある場合は、みどりの条例に基づき、樹木等の保全の協議の手続きが必要となります。なお、対象要件に当たるかどうか不明の場合は、現地で区職員との立会い調査を行い確認をする場合があります

2　既存樹木等の保全検討方法　樹木等の保全は次のフローで行います

(1) 現地調査(既存の樹木等について調査して『現況緑地図』を作成)

・事前に樹種、形状、位置等の調査を行って下さい(樹高 1.5m 以上の中高木については全数)。

・現地確認調査(既存樹木等の樹種、形状、位置等の調査)に基づき下記の図面等を作成して下さい。

ア　位置図、樹種一覧〈敷地内の中高木の樹種名、樹高、枝張、本数、樹木の状況(枯死等)、備考〉

イ　現況緑地求積図〈計算根拠式(保全する面積と伐採する面積の表記が必要)を含む〉

ウ　現況カラー写真〈カラーコピー可〉　　エ　その他区が必要とするもの。

▽

(2) 現地立会い調査(保全協議の対象となる樹木等がある、または区が必要と判断する場合)

「樹木等の保全の協議(☛P.1)」の対象がある場合等は、現地で区と保全ができないか等の協議を行います。現地協議の立会いは区職員と、やむを得ない場合を除き施主及び代理人両者の立会いで行います。

▽

(3) 保全の検討

上記の図面と建築計画等図面を比較し、「建物等の形状･配置を変更することで保全できる樹木等がないかどうか」の他、建築工事時の搬入路、足場、資材置き場等の配置等を変更し、既存の位置で保全することが可能か、樹木については１本ごとに保全について検討し、存置できない場合はその理由を明示して下さい。樹林はその面積が、生け垣はその延長が減らないよう保全を図って下さい。

▽

(4) 敷地内での移植の検討(検討の結果、既存の位置での保全が困難と判断される場合)

樹木等を敷地内の別の場所に移植をして保全ができないか検討して下さい。なお、移植による保全を行うときには、移植をする樹木等の樹種、移植をする時期と根回しするまでの期間、新たな計画と比較しながら仮置きする場所の確保など、移植が可能な樹木なのか検討し、移植ができない場合はその理由(以下に例示)を明示して下さい。※保存樹木制度、樹木等の移植の助成、接道部緑化助成(敷地内移植、接道部への移植)制度があります。詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

＜移植ができない場合の理由の例＞　・枯れがある等移植に耐えない樹勢である　・移植に不適な樹種である　・根が絡み合う等移植に必要な根鉢を確保できない　・特定外来生物等に指定されている(オオキンケイギク、トウネズミモチ、ニセアカシア等　☛P.11【基準 4】2)

▽

(5) 樹木等の伐採と代替行為の検討(検討の結果、保全も移植も困難と判断される場合)

可能な限り樹木等の保全(既存の位置の保全または移植)に努めていただきながらも、やむを得ず樹木等を伐採しなければならないときには、具体的な理由を前記(1)で作成した現況緑地図内の樹種一覧の備考欄等に記載した上で、伐採する樹木等に相応する代替行為の検討をお願いします。保全協議の対象となる樹木がやむを得ず伐採となる場合は、下記のような代替行為による保全を検討して下さい。

＜代替行為の例示＞

・敷地内の規模要件に満たない樹木等の保全を図る　・従前の環境を回復するための基準値以上の緑地を確保し、樹種、形状、配置等に配慮する　・植栽のコンセプトを作成し、在来種に配慮するなど従前の地域環境を考慮した多様な植栽を行う　・樹名板を設置し、みどりの普及啓発を図る、など

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

3　既存樹木（竹類等を除く）を保全した場合の緩和措置（緑化の基準が満たせない場合）

※必ず事前協議の中で確認して下さい

(1) 樹高 1.5m以上の樹木を保全する場合（緑化面積が空地面積を超えない範囲で緑化面積に加算）

緑化面積の加算［㎡］　＝ 保全する樹木の樹冠投影面積[㎡]※ × 0.5

※「樹冠投影面積」とは、樹木等の枝葉で覆われた土地（上空から見たときに見える部分）の実際の面積をいいます

※複数の保全する樹木が一団となる部分はその一団の面積とします

(2) 樹高 90 ㎝以上、かつその長さが 10m以上の生け垣を保全する場合（空地面積を超えない範囲で加算）

緑化面積の加算［㎡］　＝ 保全する生け垣の樹幹投影面積[㎡] × 0.5

(3) 樹高 1.5m以上の樹木を保全した場合の見なし中高木本数

既存中高木の見なし本数[本]＝加算後の保全緑化面積※÷ 4［㎡／本］（１未満の端数切り上げ）

※「加算後の保全緑化面積」とは、保全する樹高1.5m以上の樹木の樹冠投影面積に(1)(2)で算出された面積を加えた面積をいいます

(4) 接道部の緑化として、樹高 1.5m以上の樹木を保全した場合（接道総延長を超えない範囲で加算）

接道部の緑化延長の加算［m］＝保全する樹木の実際の枝張りの接道部緑化延長×0.2

(5) 樹高 1.5m以上の保全した樹木の樹冠投影面積が建築面積となる屋根の上部を覆った場合

（屋上緑化可能面積の二分の一を超えない範囲で）

建築物の緑化基準面積［㎡］＝（屋上緑化可能面積－既存樹木が上部を覆う建築面積）×建築物緑化率

4　工事中の既存樹木等の保全処理

重機で根が踏み固められないよう踏板の設置や、幹を守るための幹巻き、保全対象樹木を明示する標識等の設置により保全を図ります。また、移植樹木については潅水等の必要な維持管理を施して下さい。

【基準2】 接道部(道路沿い)の緑化延長 ※延長は小数第3位を切り捨てて、小数第2位まで求めます

1　接道部の緑化延長の基準

みどりの条例第17条

接道部の緑化基準延長[m] ＝ 接道部の総延長[m] × 接道緑化率(下表)

接道部の中高木生垣による緑化基準延長[m] ＝接道部の緑化基準延長[m] ÷2

接道緑化率

施設区分＼敷地面積	1,000 ㎡未満	1,000～3,000 ㎡未満	3,000～10,000 ㎡未満	10,000～30,000 ㎡未満	30,000 ㎡以上
専用住宅・共同住宅等	0.6		0.7		0.8
事務所・店舗・工場・診療所等	0.3	0.5	0.6	0.7	
学校・保育園・庁舎等	0.6	0.7		0.8	
屋外運動場・処理場等	0.7			0.8	
駐車場・社寺等	0.3	0.6		0.7	

※接道部緑化は延長の基準です。他の緑化面積等の基準に合致すれば、それぞれの緑化面積等にも扱えます

※接道部の緑化に必要な幅は、植栽する植物によって異なります ☛P.11　樹木等の分類表

※既存樹木を保全した場合には基準の緩和処置があります ☛上記 【基準1】3

（施設区分の詳細）＝複合施設の場合は、前面道路に接する（１階の）部分の用途で判定します。公園の基準は規則によります

【専用住宅、共同住宅等】 専用住宅、共同住宅、長屋、公営住宅、寮、福祉住宅、ステイ型介護施設（老人ホーム、特養ホーム、療養施設、グループホーム、ショートステイ、ケアハウス福祉ホーム、生活支援ハウス等介護・心身障害・児童福祉等入所型施設）、大使公邸等、職員寮、官舎、常設型モデルルーム等

【工場、店舗、事務所、診療所等】 事務所、店舗、営業所、ﾎﾃﾙ、旅館、工場、清掃工場、換気所、給油所（ガソリンスタンド）、倉庫、配送所（配送センター）、ストックヤード、作業所、診療所、病院（民間）、通所型介護施設等（デイサービスセンター、デイケアセンター、生活支援センター、看護ステーション、作業所等介護・心身障害・児童福祉等通所型施設）、音楽堂、スタジオ、変電所、武道場、公衆浴場、駅舎、屋内運動施設（スポーツジム、ボーリング、テニス、水泳、バッティング、ゴルフ等）、屋内型立体墓苑（納骨堂等）、モデルルーム等

【学校等】 教育及び厚生施設（学校、保育園、図書館）、庁舎、税務署、裁判所、図書館、保健所、公立病院等、小学校、中学校、高校、大学等、幼稚園、美術館、授産所、公園、公立駐車場、公立駐輪場、公立自転車集積所、各種学校（塾含む）、大使館、公使館、その他公共施設等

【屋外運動場、競技施設、処理場等】 運動場、競技施設、ゴルフ練習場、テニスコート、下水処理（場）施設、農地、苗圃、住宅展示場等

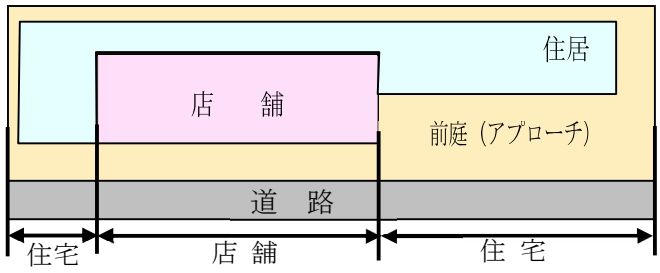
【駐車場、社寺等】 上記に掲げた施設の専用駐車場を除いた屋外及び立体駐車場、社寺、教会、モスク、結婚式場、斎場、墓地、火葬場､集会場、自転車集積所（民間）、自転車駐輪場（民間）

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

2　接道の施設が複数の場合

(1) 1 階平面図を基に、接道している場所が何の用途(施設)かを割り出します(右図①)。

(2) 用途ごとに延長を合算し、接道部緑化の基準に当てはめ、数値を全て足したものが基準です。



図① 接道部に複数の用途がある場合

(3) 出入口部等の複数の用途が共用となる部分及び隣地境界側等用途が明確でない部分の延長は、接道緑化率が一番高い用途のものを適用します。

(4) 緑化する場所は一部にまとまっても、均等に緑化しても、敷地内の接道部であればどこでも構いません。

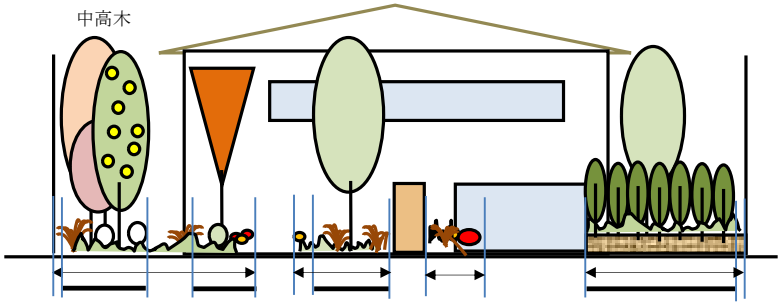
3　接道部緑化(道路沿いの緑化)の内容

(1) 樹木の基準

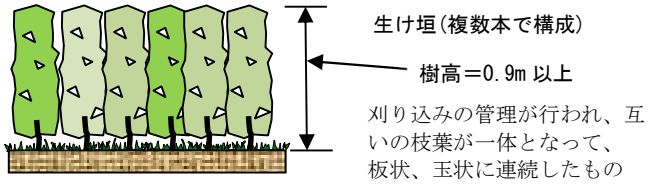
中高木または生け垣が基本(全部)です。なお接道部緑化基準延長の二分の一まで低木、地被、草花等の活用も可とし、連続性のある緑地をつくります(右図②)。平面図及び立面図に中高木・生け垣の実枝張り延長〔展開部☛P.8 4(2)含む〕を明記してください。

・中高木は、植栽時に樹高 1.5m 以上のものをいいます。

・生け垣は樹高 0.9m 以上の複数の樹木の列植で、刈り込みの管理が行われ、互いの枝葉が一体となって、板状、玉状に連続したものです(右図③)。樹高が 1.5m 以上であれば中高木本数に算入できます。



図② 接道部緑化のイメージ図(正面)



図③ 生け垣の例(正面)

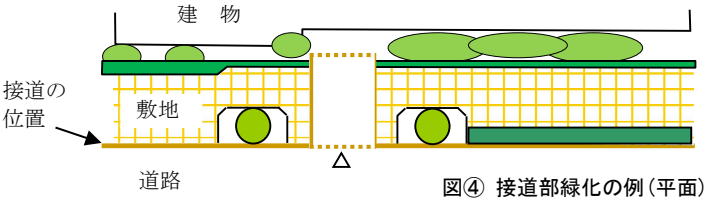
(2) 接道部緑化の幅

植栽地の最少有効幅員は、樹木等の分類表(☛P.11)を参考に、樹種、生育環境等を考慮して将来にわたり良好に育成するよう充分な幅を設定してください 。

(3) 接道の位置

建築基準法上の道路境界から敷地側の部分です。歩道状空地等がある場合でも、接道の位置は変わりません(右図④)。樹木等の保全や歩道状空地内等の緑化について、土地利用の調査・構想段階で協議が必要です。

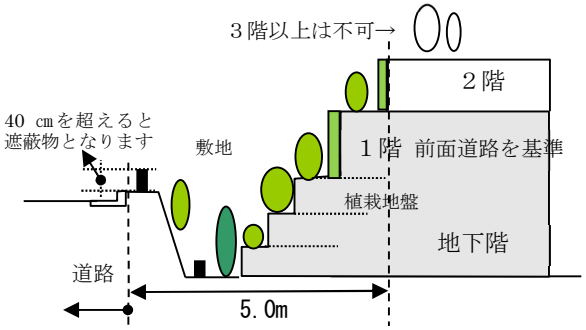
※開発係とも協議して下さい。



図④ 接道部緑化の例(平面)

(4) 接道部緑化の範囲(右図⑤) 〔☛P.8 4 (1)〕

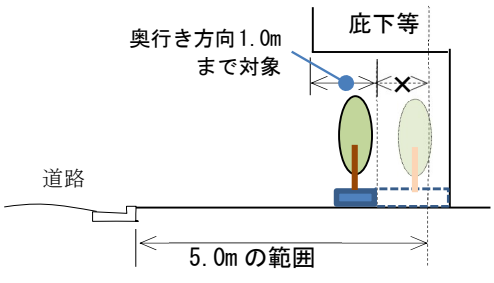
道路境界から敷地内 5.0m の範囲です。道路との間に遮蔽物がある場合は算入できません。なお、敷地の地盤への植栽を優先しますが、5.0m の範囲内の建築物の 2 階までに設けられた植栽の延長を接道部の緑化とすることができます(簡易なプランターによる緑化は算入不可。また、樹木の基準〔☛上記 3(1)〕は満たし、育成空間が確保されている必要があります)。



図⑤ 接道部緑化の範囲(断面)

(5) 庇下等の扱い(右図⑥)

庇、軒、出窓等を含む上部が天空でない建築物の下(「庇下等」という)にあって、庇等の先端から奥行 1.0m までに設置される緑地が、道路境界から 5.0m の範囲にある場合は、自動潅水装置(カタログ等添付)等の配備により維持管理が可能なものについて接道部緑化の延長となる場合があります。樹木の基準〔☛上記 3(1)〕は満たし、育成空間が確保されている必要があります。

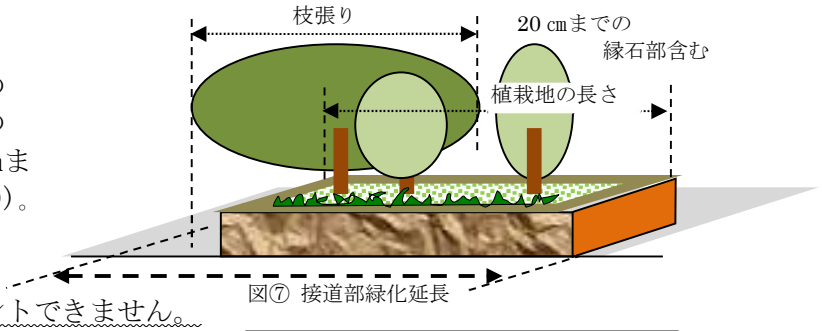


図⑥ 庇下等の扱い(断面)

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

(6) 接道部緑化の長さ

植栽地(地表面)の長さまたは樹木の枝張りの大きさのどちらか長い延長を接道部の緑化の長さ(縁石がある場合は縁石上面の長さ20㎝までを加算可)とすることができます(右図⑦)。



図⑦ 接道部緑化延長

4 接道部緑化の延長の扱い(右図⑧)

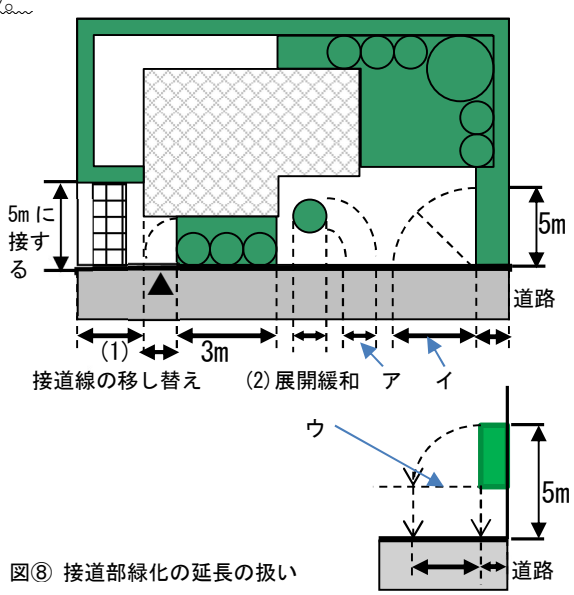
接道緑化延長が重なるところは二重にカウントできません。

(1) 接道線の移し替え

植栽地が道路に接していない場合でも、道路境界線から垂直方向で5.0mの範囲の空地部分で、道路からの見通しが遮蔽物で妨げられない場合は、その植栽の長さを接道部の緑化の長さとすることができます(接道線の移し替え)。

(2) 敷地の奥行き方向の緑化の緩和(展開緩和)

道路境界線から奥行き方向に5.0mの範囲の空地部分で、展開方向に遮蔽物がない場合は、その植栽の長さを接道部の緑化の長さとすることができます(円弧による接道線への移し替え:展開緩和ア、イ、ウ)。植栽地の延長が3.0m以上あれば両端で適用できます。

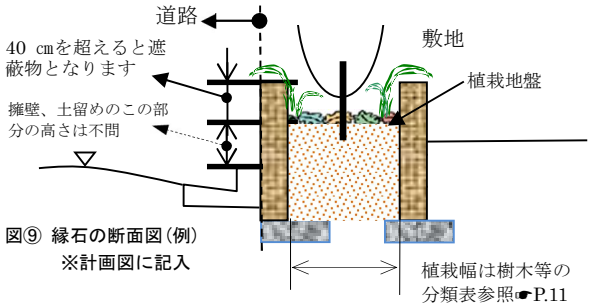


図⑧ 接道部緑化の延長の扱い

5 接道部緑化にならないもの

(1) 道路と植栽の間の遮蔽物があるもの(右図⑨)

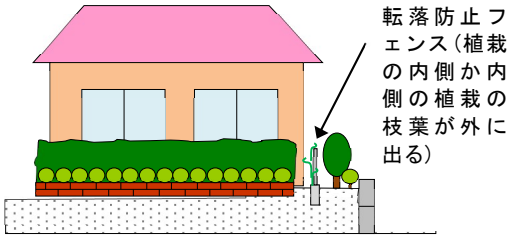
植栽地盤から高さ40㎝を超える工作物等があると遮蔽物として扱い接道部緑化に扱いません。



図⑨ 縁石の断面図(例)
※計画図に記入

(2) フェンスの扱い

接道部側には出来る限りフェンスを設けないで下さい。転落防止柵等やむを得ず安全上の理由等がありフェンスを設置する場合は、接道部の緑化の内側に設置(右図⑩)するか、道路側の場合は、透過率(開口率)70%以上であれば設置可能ですが、フェンスを通して内側から枝葉の出る植栽や多年生木本ツル性植物を植栽して下さい。なお、フェンスを設置する場合は透過率を証明するフェンスのカタログ等の添付が必要です。



図⑩ 接道部緑化におけるフェンスの扱い



樹木等の保全、接道部の緑化や建築物の緑化によるみどりのつながり・いきものの道(エコロジカルネットワーク)の形成を図ります

※目黒区のみどりに関する計画をご覧ください。みどりのまちづくりの目標等を定めています
・目黒区いきものみどりみらい計画～ささえあう生命(いのち)の輪(わ)　野鳥のすめるまちづくり～(2026年3月策定)
https://www.city.meguro.tokyo.jp/midori/kusei/keikaku/ikimonomidorimiraikeikaku.html
※接道部の緑化工事に対する助成制度があります(敷地面積500㎡未満対象)。詳しくは窓口でお尋ね下さい

©2008-19 Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved. 「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」をめざして!!

【基準3】 敷地の緑化面積

※面積は小数第３位を切り捨てて、小数第２位まで求めます

１　敷地の緑化の基準

みどりの条例　第15条・第16条

※「基準４」の中高木の基準本数を満たして緑化します

※ 敷地の緑化基準面積を求める式は、施設区分によって3つの式があり、下表の❶~❸の求める式で得られた値のうち、一番大きい面積が基準値(最低緑化面積)となります

❶民間施設の式

敷地の緑化基準面積[㎡]＝{敷地面積[㎡]×（100－建ぺい率）[%]}×　敷地緑化率(下表)

建ぺい率は、緩和後の法定建ぺい率です。ただし、法定建ぺい率が100%になるときは、緩和後の法定建ぺい率を90%と置き換えて計算します。

敷地緑化率

用途地域 ＼ 全体敷地面積	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準工業地域	近隣商業地域 商業地域
350 ㎡未満	0．25	0．20	0．10
350 ㎡以上 1,000 ㎡未満	0．35	0．25	
1,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	0．50	0．375	0．20
5,000 ㎡以上			0．25

❷総合設計制度等の式(公共施設で適用する場合は5,000㎡を1,000㎡に読み替えます)

全体敷地面積5,000㎡未満　敷地の緑化基準面積[㎡]＝（敷地面積[㎡] ― 建築面積[㎡]）× 0．30

全体敷地面積5,000㎡以上　敷地の緑化基準面積[㎡]＝（敷地面積[㎡] ― 建築面積[㎡]）× 0．35

❸公共施設の式

敷地の緑化基準面積[㎡]＝ 敷地面積[㎡] × 0．2

２　式の適用について

該当するすべての式を満足する必要があります(それぞれの式を立てて下さい)

(1) **民間施設**　ア 総合設計制度等は使用しない　❶民間施設の式

イ 総合設計制度等を使用する　❶民間施設の式　❷総合設計制度等の式

(2) **公共施設**　ア 総合設計制度等は使用しない　❶民間施設の式　❸公共施設の式

イ 総合設計制度等を使用する　❶民間施設の式　❷総合設計制度等の式　❸公共施設の式

※公共施設と民間施設の複合施設については窓口でお問い合わせ下さい。

※総合設計制度等は、次の行為等を行う場合に該当します。

◎総合設計制度(建築基準法第 59 条の 2)　◎再開発地区計画(都市計画法第 12 条の 5 第 3 項)　◎特定街区(同法第 8 条第 1 項第 4 号)　◎高度利用地区・高度地区特例(同法第 8 条第 1 項第 3 号)　◎一団地の建築物(同法第 86 条第 1 項から第 4 項、第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項)　◎高度利用型地区計画(同法第 12 条第 8 項)

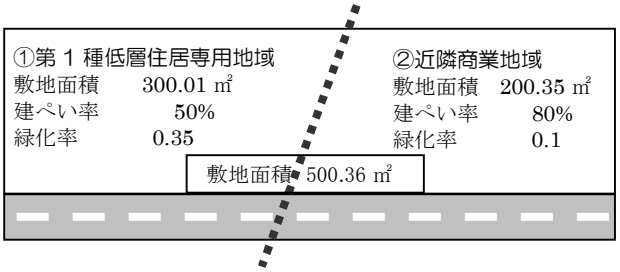
※(2)の公共施設は、次に該当する機関が建築行為等を行う場合に該当します。

ア 国、東京都、目黒区、その他の地方公共団体　イ 独立行政法人、国立大学法人等の機関

※一団地認定や開発行為、再開発等で敷地内に複数の施設がある場合は、原則、個々の施設(仮想敷地等)の範囲と全体敷地で、それぞれ基準を満たすように計画します。

※既存樹木を保全した場合の緩和処置があります　☛P. 6 【基準 1】 3

３　複数の用途地域にまたがる土地の場合



❶の「民間の施設」の式において、敷地が複数の用途地域にまたがる場合は、用途地域ごとに全体敷地面積の緑化率を適用した上で、用途地域ごとの緑化基準面積を算出し、合算したものを敷地全体の緑化基準面積とします。敷地状況によっては一部の用途地域で基準値がマイナスになる場合があります。

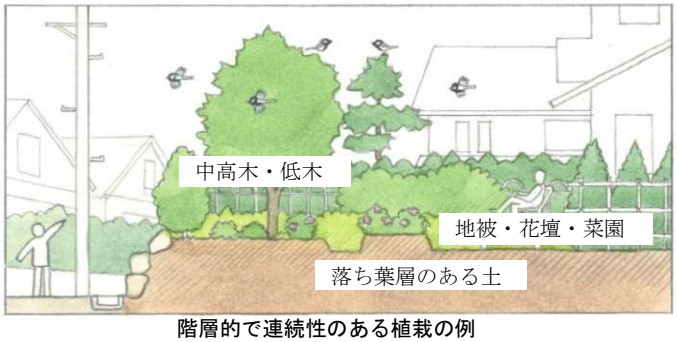
例）緑化率は、350㎡以上1,000㎡未満の欄を適用させます。　敷地の緑化基準面積 56.50㎡

56.50 ㎡≒56.509 ㎡＝① 300.01[㎡]×(100-50)[%]×0.35 ＋ ② 200.35[㎡]×(100-80)[%]×0.1

©2008-19 Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved. 「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

4　植栽の構成内容

植栽は中高木(樹高 1.5m以上)植栽を主体とし、シンボルツリーや列植、低木･地被･草花等との階層的で連続的な植栽等、目的に応じた植栽を行って下さい。植栽は適正管理されなければなりません。
※適正な管理を誘導するために樹名板等を活用して下さい。低木や地被・草花も含めて緑化面積として算定できます。

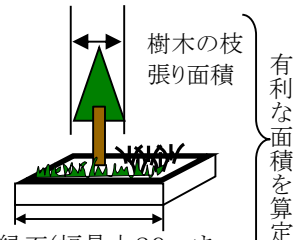


階層的で連続性のある植栽の例

5　敷地の緑化面積の内容

(1)敷地の緑化面積の範囲

① 将来にわたり植物の生育条件を満たし、適切な維持管理を行うことができる場所のうち、樹木及び地被・草花等(☞P. 11 樹木等の分類表)が植栽された土地の面積、または樹冠投影面積) を緑化面積として扱います。
② 植栽地の縁石部分は、幅 20 ㎝までを緑化面積に含めることができます。
③ 植栽地の大きさと樹木等の樹冠投影面積の大きさは、どちらか大きい面積を緑化面積とすることができます(二重に緑化面積を算入することは不可)。
④ 学校、幼稚園型認定こども園、スポーツセンター等で屋外における体育、スポーツの利用に供している運動場は敷地面積から控除(保育園の運動場は除く)します。控除面積は、テニスコート等の球戯場等でフェンスにより囲われているものはその内側の面積、学校等の運動場は、外周部 6.0mを除いた内側の面積とします。



樹木等による緑化

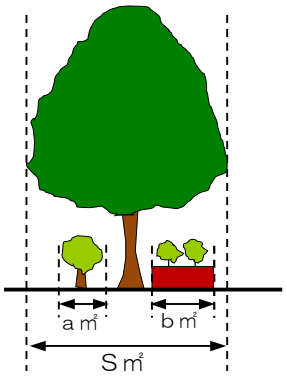
(2)敷地の緑化面積にならないもの

① 建築面積内の植栽
「建築物の緑化」となり、敷地の緑化にはなりません。ただし、既存樹木が建築面積となる屋根の上部を覆うものは、空地面積を超えない範囲で、その樹冠投影面積を敷地の緑化面積とできます(この場合は、屋根を覆う部分の面積を、建築物の緑化面積には扱えません)。

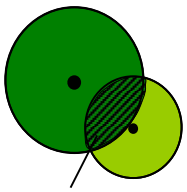
② 庇下等の扱い
庇下等に植栽しても、原則、緑化面積としては算入できません。ただし、接道部の緑化として認められる場合は、緑化面積に算入できる場合があります
☞P. 7 【基準 2】3(5)、P. 15 【基準(その他)】2 (3)

③ 裸地・土壌被覆資材(防犯用の砂利やウッドチップなど)
緑化面積にはなりません。ただし、枝葉が接し、適正な密度で植栽され、区画された植栽地内の樹木等の間に生じた間隙の部分は、裸地であっても緑化面積として算入できる場合があります。

④ その他の除外
隣地、道路へはみ出したもの、プランターによる緑化(人工地盤上は例外 ☞P. 10【基準 3】5(3)③)は緑化面積として算入できません。また、緑化をした場所に、室外機や雨水桝、メーター(電気・水道)などを設置した場合、その部分の面積を緑化面積から差し引いてください(樹冠で覆われている場合を除く)。



樹冠投影面積〔断面図〕
樹木等の枝葉で覆われた土地(上空から見たときに見える部分)の実際の面積(S㎡)が緑化面積に算入できます。


樹冠投影面積〔平面図〕
斜線部分は二重にはカウントできません。

(3)敷地の緑化面積にできるもの

① 緑化ブロック
緑化面積は、緑化率(空隙率･開口率)を掛けたものになります。使用する製品の形状等の記載されたカタログの写しが必要です。

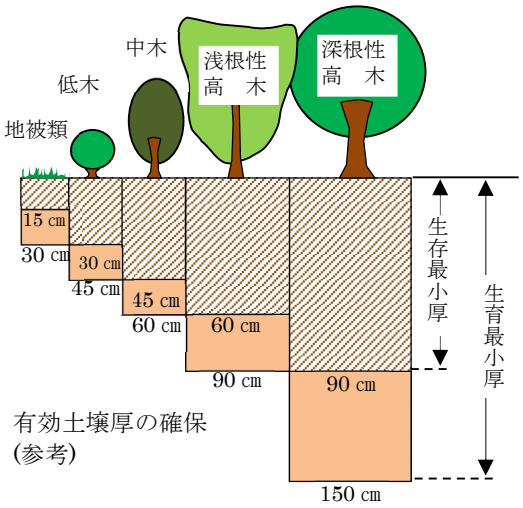
② 緑化のためのパーゴラ･アーチ等
将来みどりで覆われる棚の実投影面積を緑化面積とできます。藤棚はパーゴラの一種として扱います。

③ 人工地盤上の植栽
樹種の生育に必要な土壌厚を確保して下さい(次ページ図・表参照)。プランターの扱い(容量 100ℓ 未満は不可等)は建築物と同様です ☞P. 12 【基準 5】4(3)

©2008-19 Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved. 「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」をめざして!!

④　花壇、菜園
一年生の草花など植替えが必要な花壇や菜園等は、植え付け等の年間管理計画を作成し提出して下さい。播種する場合は、播種作業の状況写真を完了届に添付してあれば裸地の状態でも構いません。

⑤　水辺地(ビオトープ池、観賞池等)
植栽などと一体となった池は、水面(水生植物が繁茂する湿地の範囲まで)の面積を緑化面積として扱います。
噴水やプールなどは緑化面積には扱えません。
なお、ビオトープ池を緑化面積に参入する場合は、
生物の育成計画の提出が必要です。



有効土壌厚の確保
(参考)

【基準4】 中高木の本数　※「中高木の基準本数」は小数点以下を切り上げて、整数値で求めます

1　中高木の本数の基準
※基準値は必要となる最低の本数です

中高木の基準本数[本]＝ 敷地の緑化基準面積[㎡]※ ÷ 4（小数点以下切り上げ）

※「**敷地の緑化基準面積**」とは、【基準3】1〔☛P.9〕で算出したもので、建築物の緑化基準面積は含みません。ただし、建築物の緑化面積を地上に振り替えた場合は、振替え前の中高木基準本数に、地上に振り替えた緑化面積を基に算出した本数を加算します。算出方法は次式のとおりです。

建築物の緑化面積を地上に振り替えた場合の中高木基準本数
＝敷地の緑化基準面積[㎡]÷4（小数点以下切り上げ）
＋地上に振り替えた建築物の緑化面積[㎡]÷4（小数点以下切り上げ）

※上部が天空かつ十分な成育空間が確保された場所に植栽された樹木で、建築物上も本数に算入できます

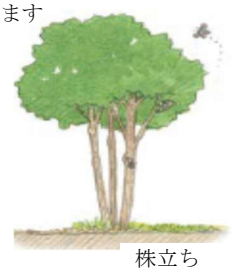
※庇下等に植栽された樹木は、接道部の範囲〔☛P.7【基準2】3(4)〕にあって緑化面積として扱えるもの〔☛P.15【基準(その他)】2(3)〕は、本数として算入できる場合があります

※既存樹木を保全した場合の緩和処置があります　☛P.6【基準1】3

※中高木または生け垣による接道部緑化延長の規定〔☛P.7【基準2】3(1)〕も合わせてご覧ください

2　樹高・樹種について
樹高は、植栽時における樹木の高さを指し、中高木とは植栽時に樹高 1.5m以上ある樹木を指します。木の太さや樹種に決まりはありませんが、生育空間の確保など将来の育成を考慮します。外来生物法等により植栽が制限されている種類等(以下 URL 参照)の使用にあたっては、協議を行います。

(環境省) **特定外来生物等一覧**　※URL が変更されている場合がございます
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html
(環境省)**生態系被害防止外来種リスト**
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html
(東京都) **植栽時における在来種選定ガイドライン**(植栽への利用に注意を要する植物等)
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines


株立ち

3　本数の数え方
株立ちは１株で１本とし、竹・笹類は株立ちとして扱います。樹高 1.5m 以上の既存樹木に覆われた部分は、その樹冠投影面積を 4 で割った値(小数点以下切り上げ)を本数にできます。

4　樹木形状の分類(緑化計画における樹木等の分類とその定義)
樹木等の分類表

分　類	内　容	単位の例	最低限必要な土の厚さ	最低限必要な植栽地の有効幅員	密　度
高　木	樹高が3.0m以上の樹木	本	0.60 m	1.00 m	－
中　木	樹高が1.5m以上の樹木	本	0.45 m	0.40 m	－
低　木	樹高が0.3m以上の樹木	株・本	0.30 m	0.20 m	5～25株/㎡
ツル性植物	ツタ類、カズラ類等のツル性植物	POT・本・株	0.15 m	0.10m	3～5株/m
地被草花	リュウノヒゲ、シバ等のグランドカバーに用いる植物、草花	POT・株・㎡			50株/㎡以上

※最低限必要な幅は、目安であり、植物の種や特性、潅水等の管理・環境条件等により異なります

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

【基準5】 建築物の緑化面積　※面積は小数第３位を切り捨てて、小数第２位まで求めます

1　建築物の緑化の基準　みどりの条例第17条の２

敷地面積500㎡以上(公共施設は敷地面積250㎡)で対象

建築物の緑化基準面積[㎡]　＝ 屋上緑化可能面積※ × 建築物緑化率(下表)

※屋上緑化可能面積＝建築面積－屋上緑化が困難な管理機器等の実投影面積 ☛P. 14基準適用の流れ

※建築物の緑化は、屋上部の緑化が原則です

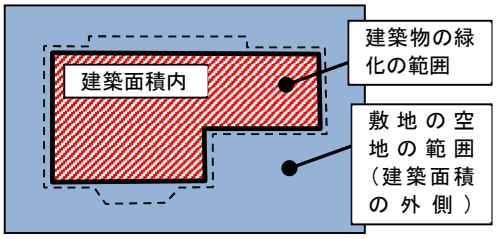
建築物緑化率(公共施設に適用の場合は5000㎡を1000㎡に読み替えます)

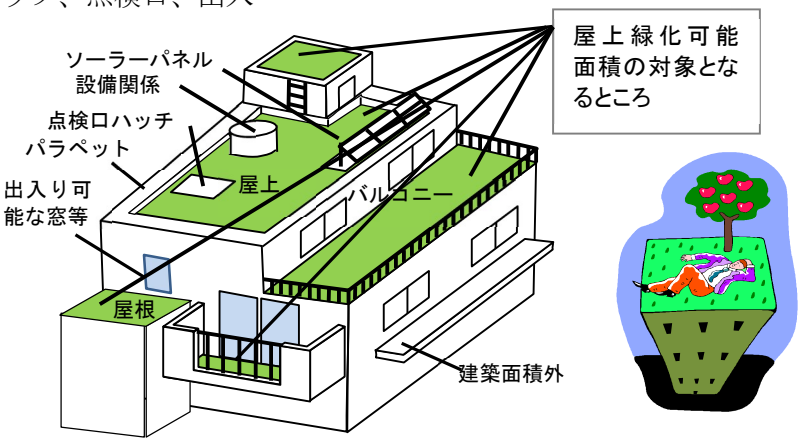
全体敷地面積・制度		建築物緑化率(面積は全体敷地面積)	
民間施設 公共施設	一般の施設	5,000 ㎡未満　０．２	5,000 ㎡以上　０．25
	総合設計制度等※	5,000 ㎡未満　０．３	5,000 ㎡以上　０．35

※総合設計制度等の定義は、〔☛P. 9【敷地の緑化の基準】2〕をご覧下さい

2　屋上緑化可能面積の対象範囲について

屋上緑化可能面積とは、建築面積のうち、人の行き来ができ、管理ができる建築物の屋根(ルーフバルコニーやテラス、共同住宅における個人の専用部分を含みます。非歩行型・防水仕様は問いません)の面積で、ソーラーパネル、空調機器等の設置のために緑化が困難な部分等(下記3)を除くことができます。人の行き来ができる屋上とは、階段、タラップ、点検口、出入り可能な窓、その他出入り可能な設備により行くことができる屋根をいいます。





3　屋上緑化可能面積からの控除が可能なもの　※必ず事前協議の中で確認して下さい

ア．木造建築物の屋根の面積　**イ**．用途変更の建築行為を行う建築物の屋根の面積　**ウ**．仮設建築物の建築行為を行う建築物の屋根の面積　**エ**．建築面積となる軒、庇、はね出し縁その他類するものの面積　**オ**．既存樹木の樹冠が建築面積の上部を覆った時の屋根への樹冠投影面積の一部☛P. 6【基準１】３(５)　**カ**．階段、タラップ、点検口、出入り可能な窓その他出入り可能な設備がない部分の屋根面積　**キ**．管理用設備等の実投影面積〔パラペット・手すり、点検口ハッチ、トップライト、駐車場の傾斜路・外階段、階段室・エレベーター・ペントハウス等の塔屋、エネルギー関連機器(ソーラーパネル・太陽熱温水パネル等)、空調設備・クーリングタワー・換気設備・排煙設備・煙突、電気設備(受変電設備・自家発電設備・電話無線等の通信設備・テレビアンテナ・配管ケーブルダクト類・避雷設備・照明設備・音響設備)、給水給湯排水設備・貯水槽・排水溝排水孔、ビルクリーニング設備(ゴンドラ、クレーン等)、気象観測機器、広告塔等、ヘリポート・運動施設(屋上プール・球技場)・遊戯施設、社(やしろ)の屋根下、法令で定められる避難通路・その他区長が認めるもの〕

4　建築物の緑化面積の内容

(1) 建築物とは

建築基準法第２条第１号に規定する建築物をいいます。

(2) 建築物緑化を行う場所

屋上部の緑化を原則とし、一定要件で壁面等への振替えをすることができます〔☛P. 14〕。なお、壁面緑化等は敷地の緑化と生育環境が競合しないように配植を工夫してください。

(3) 建築物の緑化面積にならないもの

① 建築物の緑化が敷地等にはみ出したもの、敷地や隣地の植栽が当該建築物を覆うもの

② 容量 100ℓ未満(ベランダは 30ℓ未満)のプランターを用いたもの。ただし、植栽基盤(パネル・コンテナ等)と建築物または植栽基盤同士が固定されるものは、緑化面積として算入することができます

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

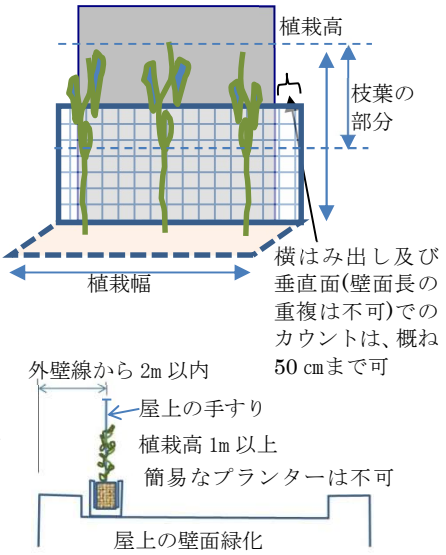
③　平面・立面でみどりが重なった部分は、二重に面積として算定することはできません。
④　庇下等の扱い　☛P. 16　【基準(その他)】4(4)
　　建築物の緑化面積としては算入できませんが、ベランダが複層の場合は算入できる場合があります

(4) 花壇、菜園等の扱い　☛P.　11　【基準 3】5(3)④
一年生の草花など植替えが必要な花壇や菜園等は、年間植栽管理計画を作成し提出して下さい

5　建築物の緑化面積にできるもの

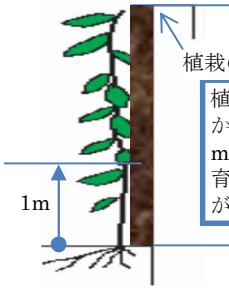
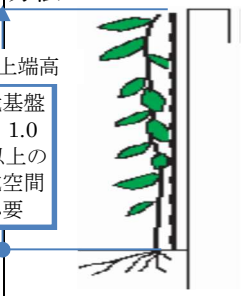
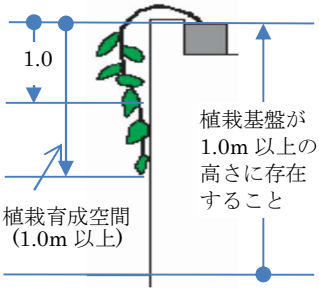
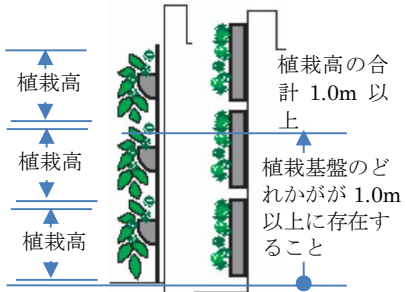
いずれも潅水設備など植栽の適切な維持管理を行うことできる植栽施設

(1) 屋上緑化(生育環境が確保されているもの。土厚については 10～15 ㎝以上を推奨(☛P. 11 樹木等の分類表)
建築面積内に存するもので、植物の枝葉で覆われている部分、花壇・菜園・芝生、ビオトープ池・観賞池〔☛P. 10【基準 3】5 (3)〕等です。緑化面積の算定方法は、上空から見たときに見える部分(実投影面積)で、縁石(幅 20 ㎝まで) を含めることができます。



(2) 壁面緑化(区と協議必要。植栽高等や生育環境が確保されているもの)
建築物の外壁面から概ね 50cm 以内に設置、または屋上の外周部(外壁面から 2.0m 以内)の手すりに絡ませる緑化(右下図)で、多年性木本ツル性植物(注)を用い(パネル型の場合はツル性植物以外でも可)、植栽基盤から(パネル型では合計植栽高が)1.0m 以上の高さを緑化するもの。
① 緑化面積の算定は、緑化した面を垂直方向から見た時、壁面等に設置された補助器具で覆われた面積、または補助器具がない場合は植物の生長する高さを 1.0m とした面積のうちいずれかの方法とします。
※敷地の緑化の範囲への投影面積は、敷地の緑化面積にできません。ただし、壁面緑化の投影部に敷地の緑化を目的とした植栽が行われていれば、敷地の緑化面積に算入できます。補助器具は、金属製で固定されたものとします。(注)ツルバラ類含む。ゴーヤやアサガオ等の草本類は認められません。

※壁面緑化の分類と要件

登はん型(原則は補助器具を用いること)		下垂型	パネル型
(直接付着型)	(巻き付き型・引掛り型)	(補助器具有り・補助器具無し)	(パネル型・マット型・ポケット型等)
壁面に下から直接に付着させる方法	補助器具に巻き付かせる方法	屋上、ベランダ等に植栽し、壁面にそって、上部から植栽を垂らす方法	壁面にフレームなどを設置し、植栽とプランター等の植栽基盤が一体化したユニット等で緑化する方法
			
他の方法ではできない場合。適用は区と協議が必要。吸着根のある樹種。	外壁面の外側 巻き付きの性質を持つ種	外壁面の外側 下垂するの性質を持つ種	外壁面の外側　ツル性以外の種でも可能 植栽高は、登はん部・下垂部を含めて可

(3) ベランダ緑化(区と協議必要。植栽高等や生育環境が確保されているもの)
① 樹木やツル性植物が水平方向に外部から見えるもののうち、建築物(ベランダ部分)の外壁から 1.5m 以内に土厚 10～15cm 以上(推奨)で緑化したものベランダ緑化として扱います。
② 手すりがコンクリートやパネルで遮蔽されている場合や透過率が 70%未満のフェンスは、遮蔽物の上部から植栽が垂直方向におおむね 15cm 以上見えるものを対象にします。透明もしくは半透明の手すりは、遮蔽物です。手すりの一部がスリットやフェンス等で透過している場合は、窓口で相談して下さい。
③ 植栽基盤は、建築物に固定または植栽基盤同士が固定され、容易に移動できないものとします。緑化面積の算定は、植栽基盤の平面積、または樹冠投影面積のうちいずれかの面積を算入できます。
④ ベランダ緑化はその内容によって、壁面緑化として扱う場合があります。

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

●建築物の緑化基準適用の流れ　※必ず事前協議の中で確認して下さい。

①　から順番に協議いたします

（除外部）

最初から除外できるもの
①　建築面積に入らない部分(軒・庇・ドライエリア等)

管理できない(植栽を永続的に維持管理できない)と扱うことのできるもの(B)
④木造建築物の屋根の面積
⑤用途変更の建築行為を行う建築物の屋根の面積
⑥仮設建築物の建築行為を行う建築物の屋根の面積
⑦建築面積となる軒、庇、はね出し縁その他類するものの面積
⑧既存樹木の樹冠が建築面積の上部を覆った時の屋根への樹冠投影面積の一部☛P. 6【基準 1】3 (5)
⑨階段、タラップ、点検口、出入り可能な窓その他出入り可能な設備がない部分の屋根の面積
☛P. 12【基準 5】2、3

管理機器等の面積除外(C)
⑩管理に必要な設備の設置のために緑化が困難な面積(除外)
※管理機器等一覧
☛P. 12【基準 5】3 キ

(敷地形状の特例)
緑化基準の適用が困難であると区長が認める敷地の形状･その他の事由(理由書により基準の緩和が可能)
1　鉄道軌道敷き
2　ガソリンスタンド等における他の法令による制約部

（建築物の緑化）

建築物の屋根

②　対象となる屋上
(建築面積)　A

③ 人の行き来ができ、管理することができる場所

（できない）　（できる）

建築物緑化の基準面積の算出

⑪ 屋上緑化可能面積
S１＝A－B－C

⑫ 屋上緑化基準面積
S＝S１×緑化率

⑬　屋上緑化
☛P. 13【基準 5】5(1)

⑭屋上緑化面積の軽減
算定緑化面積を、土壌厚10cm～20 cm未満の部分で実面積の 1.2 倍、20 cm 以上の部分で 1.5 倍にできます
※一つの植栽で土厚が異なる場合は、平均値を算出し適用します

※建築物の緑化は、目黒区いきものみどりみらい計画の目標指標である緑被率の向上とともに、コンクリートの蓄熱等による都市のヒートアイランド現象の軽減を図るための有効な手法です。
　実施に際しては、建物の維持管理、転落等安全対策、近隣へのプライバシー等の配慮をお願いします。

建築物の緑化面積を屋上以外で確保が可能な場合

壁面緑化等への振り替えが可能な要件(屋上での緑化ができない不足面積分についてのみの振り替え) ⑮～⑳のいずれかが該当すれば可
※壁面緑化等ができない場合は振り替えはできません。
⑮敷地面積が 1000 ㎡未満
⑯屋上緑化基準面積が 5 ㎡未満
⑰接道側の外壁面(道路に平行～振れ角概ね 60° まで)に壁面緑化を行う場合
⑱折板屋根および非歩行型屋根、傾斜屋根
⑲増改築の建築行為を行う既存建築物　注)
⑳他の法令等により屋上に緑化ができないもの

㉑　壁面緑化
☛P. 13【基準 5】5(2)

・必要な植栽高
1.0m 以上
・分類
ア　登はん型
イ　下垂型
ウ　パネル型
・壁面緑化面積＝
植栽高×植栽幅

㉒　ベランダ緑化
☛P. 13【基準 5】5(3)
立面面積又は平面面積

注)増改築の建築行為を行う既存建築物で、屋上、壁面とも緑化ができない場合は、建築物の緑化の基準面積を緩和できます。地上への振り替えは求めません

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

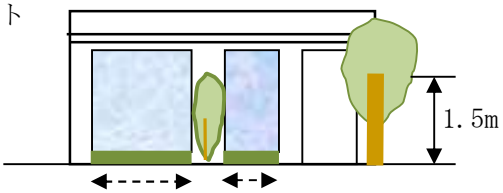
【基準(その他)】　※窓口での未協議の物件には適用できません。※理:理由書の添付が必要なもの

1　接道部緑化が困難と認められ、基準について協議ができる場合

(1) 建ぺい率が80%以上の地域内で、他の法令により緑化が困難な場合に限り、植栽時に樹高が3.0m以上の単独木(竹類・シュロ等は除く)について、生育空間が十分に確保されている場合、樹高の7/10の長さを接道部緑化の長さとして算定することができます。この場合、樹木等の分類表(☛P.11)の高木の、必要最小限の数値を満たして下さい。

(2) 接道から奥行き5.0mの範囲で接道部緑化が困難な場合は、接道部緑化の範囲を6.0mにできます。

(3) 接道部にショーウインドウ(※1)・車路(※2)がある敷地は、それ以外の接道部で中高木または生け垣による接道部緑化を確保してください。ただし、敷地面積500㎡未満で、中高木または生け垣による接道部緑化延長が基準延長の二分の一を確保できない場合、その不足する部分の延長について、接道部全体の中で中高木(※3)が1本以上確保できれば、地被、草花、緑化ブロック(※4)、スリットグリーン、壁面緑化(※5)をした場合、その接道部緑化延長を生け垣または中高木による接道部緑化の延長とできます。



ショーウインドウ前の地被類緑化

※1　営業用用途が明確なショーウインドウ(広告塔含む)で、低木以上の樹高の植栽をすると商品が遮蔽されてしてしまう接道部分(柱の部分は含みません)。

※2　車両が通行する接道部分。なお、駐車場の接道部は中高木または生け垣による緑化とし、やむを得ず道路から直接出入りを行う場合は、その背後(5m以内)に生け垣もしくは中高木の植栽を行ってください。

※3　樹木等の分類表(☛P.11)の条件を満たした将来にわたり育成できる空間のある中高木(樹高1.5m以上)。

※4　製品の形状等の記載されたカタログの写しが必要です。

※5　建築物の2階までの壁面緑化(3階床部から下垂する壁面緑化を含む)の延長。植栽高は1.0m以上が必要です。☛P.13【基準5】5(2)

(4) 接道部の緑化延長について、緑化基準延長の二分の一以上を中高木または生け垣による緑化が困難と認められる場合、中高木基準本数(☛P.11)と同数の中高木が接道部の緑化として認められる範囲に植栽されていれば、その中高木による緑化延長をもって、接道部の緑化基準延長の二分の一以上を中高木または生け垣により緑化できたものとみなすことができます。

(5) 接道延長が法定幅員の確保しかできず、生け垣もしくは中高木の植栽ができない旗竿状の敷地は、生け垣もしくは中高木の植栽が接道部になくても、地被・草花等で可とします。理

(6) 接道部の緑化基準延長を満たせない場合、不足する延長について、共同住宅等の避難通路等で法令等により接道部の植栽が困難等と区長が認める最小限の延長に限り、接道部延長から減じることができます。〔☛P.16【基準(その他)】2(8)〕とは連動しません。

(7) 外構工事を伴わない増改築、用途変更、仮設の建築物は緑化基準延長を下げることが可能です。理

(8) 開発行為許可物件の宅地造成で区画された120㎡未満の敷地でかつ接道延長が4m未満の場合は、緑化基準延長を下げることが可能です。ただし、接道部に生け垣もしくは中高木の植栽は必要です。理

2　敷地の緑化が困難と認められ、基準について協議ができる場合

(1) 法定建ぺい率が80%以上の地域内で、他の法令により緑化が困難な場合に限り、植栽時に樹高が3.0m以上の単独木(竹・シュロ類は除く)について、生育空間が十分に確保されている場合、樹高の7/10の長さを直径として算定した樹冠投影面積を緑化面積とすることができます。この場合、樹木等の分類表(☛P.11)の高木の、必要最小限の数値を満たして下さい。

(2) 他の法令により緑化が困難な場合、敷地の緑化面積が不足する分について、敷地の緑化基準面積の最大50%まで建築物の緑化面積に振替えすることができます。ただし、振り替える場所は、屋上緑化が可能な部分であり、本来の建築物の緑化基準面積は確保している必要があります。緑化は、土厚10～15cm以上を推奨します。なお、振替えをする場合の中高木基準本数〔☛P.11【基準4】1〕の算定は、振替え前の敷地の緑化基準面積を基に行うものとします。

(3) 庇下等の植栽について、以下の条件をすべて満足した上で、個々の敷地での条件を加味し、敷地の緑化面積に加えることができます。この場合、建築面積の範囲(建築物の緑化の対象範囲)であっても地上部の緑化面積に算入できます。また、庇下等の中高木本数も算入できます。

ア　接道部の緑化となる範囲であること

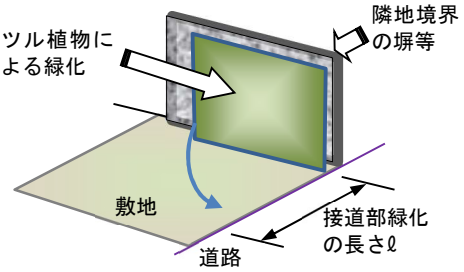
イ　自動潅水装置(カタログ等添付)等の配備があり、庇下等の先端から奥行1.0mまでに設置されるもの

ウ　その他、植栽する植物の生育条件を満たし(樹木等の分類表☛P.11)、維持管理が可能なもの

(4) 建築行為のない駐車場設置は、駐車1台に対して1.0㎡まで地上部の緑化基準面積を下げることが可能です。ただし、接道部の緑化基準は必須です。理

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

(5) 外構工事を伴わない増改築、用途変更、仮設の建築行為等は敷地の緑化基準面積を下げることが可能です。理
(6) 開発行為許可物件の宅地造成で区画された120㎡未満の敷地は、敷地の緑化基準面積を下げることが可能です。ただし、接道部に生け垣もしくは中高木の植栽は必要です。理
(7) 提供公園等区に帰属する敷地の部分は、敷地面積から控除することが可能です。
(8) 共同住宅の避難通路、窓先空地、長屋の敷地内通路等(以下「通路等」という)で法令により植栽が困難と区が認める面積がある場合、当該敷地の緑化基準が不足する面積に限り、空地〔敷地面積×(1-緩和後の法定建蔽率)〕から減じることができます。通路等は、原則地被による植栽をして下さい。【基準(その他)】1(6)〔☛P. 15〕とは連動しません。
敷地の緑化基準面積[㎡]＝｛敷地面積×(1-緩和後の法定建蔽率)－避難通路等面積｝×敷地緑化率
(9) 法定建ぺい率が80%以上の地域内で、接道部の緑化として認められる建築物の壁面緑化及び建築面積に含まれない隣地境界の工作物(塀等)の多年生木本ツル性植物による植栽高1m以上の緑化について、接道部の緑化として扱う延長(右図ℓ)に1.0mを乗じた面積を計画緑地面積が空地面積を超えない範囲で、敷地の緑化面積に算入することができます。ℓは、他の方法で接道部緑化が困難な場合とします。理



3　中高木本数の植栽が困難と認められ、基準について協議ができる場合

(1) 建築行為のない駐車場設置は、本数規定を緩和できます。ただし、接道部の緑化(中高木または生け垣による接道部緑化が基準延長の二分の一以上)は必須です。理
(2) 庇下等の緑地面積として認められる部分に植栽された中高木は、本数の算入もできます。☛P. 15【基準(その他)】 2(3)

4　屋上の緑化が困難と認められ、基準について協議ができる場合　※建築物の緑化基準面積は、屋根で算出

(1) 壁面・ベランダ緑化へ振替え(振替える場所がある場合で、屋上部の緑化面積が不足する分についてのみ)
① 敷地面積が1000㎡未満のものまたは屋上緑化基準値が5.0㎡未満となる場合
② その他の事由 ア 増改築の既存建築物 (※基準の緩和が可能) イ 折板屋根、傾斜屋根
(2) 敷地の緑化への振替え(振替える場所がある場合) 理
建築物の緑化(屋上・壁面・ベランダ緑化)が困難な特段の理由があると区長が認める場合、以下の建築物の緑化面積を、不足する面積かつ、計画緑地面積が空地面積を超えない範囲で、敷地の緑化面積へ振り替えることができます。総合設計制度等を用いる敷地は適用できません。なお、振替えをする場合の中高木基準本数は、振替え前の中高木基準本数に、振り替えした建築物の緑化面積を基に算出した中高木本数を加算した本数とします。算出方法は〔☛P. 11【基準４】1〕のとおりです。
① 敷地面積が1,000㎡未満または屋上緑化基準面積が5.0㎡未満の場合において、建築物の緑化基準の全面積
② 敷地面積が1,000㎡以上の場合において、建築物緑化基準面積の二分の一の面積まで
(3) 土壌厚による緩和
屋上部への緑化が困難な場合、10cm～20 cm未満の有効土壌厚を確保する屋上の緑化部分について、屋上緑化面積の算定を実質面積の1.2倍、20 cm以上の有効土壌厚を確保する部分について、屋上緑化面積の算定を実質面積の1.5倍にすることができます。
(4) 庇下の扱いは、接道部の条件以外の地上部の扱い〔☛P. 15【基準(その他)】2(3)イ、ウ〕と同じ条件です。

■総合的な緑化計画のコンセプトについて　☛P. 17

生育条件が適していても、種々雑多な樹種を任意に植栽してしまうと、将来の生育に支障がでたり、景観的にも良くなくなってしまうことがあります。また、既存樹木等をやむを得ず伐採した場合、新たな緑化計画に従前からのみどりの環境の回復を図る必要があります。そこで、例えば、「関東地方の屋敷林」、「武蔵野の雑木林」「四季の花木の庭園」「野鳥が訪れる庭」「既存樹を活かした植栽」など、植栽の総合的なコンセプトを設定し、将来生育する姿を想定して、植栽のゾーニング、樹種や配植を検討して下さい　(参考:右表)

■植栽のテーマと樹種　(詳細は別配布パンフレット参照)

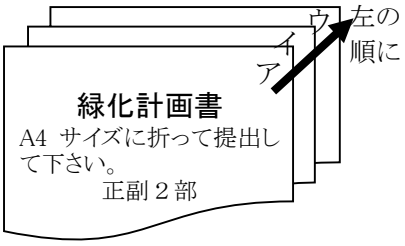
テーマ例		中高木	低木
関東地方の屋敷林		ケヤキ、ムクノキ、シラカシ、サトザクラ類、エノキ、ヤマザクラ、ホオノキ、サワラ等	マンリョウ、ミツマタ、ミツバツツジ、クサツゲ等
武蔵野の雑木林		ヤマザクラ、クヌギ、コナラ、ヌルデ、エゴノキ、コブシ、ミズキ、ネムノキ等	ヤマブキ、ムラサキシキブ、モミジイチゴ、ボケ等
四季の花木の庭園	和風	イロハモミジ、ナツツバキ、カイドウ、ソヨゴ、タイサンボク、キンモクセイ等	ハギ、ニシキギ、ドウダンツツジ、アジサイ等
	洋風	ハナミズキ、ヤマボウシ、アオダモ、カラタネオガタマ、シマトネリコ、ライラック等	ユキヤナギ、シロヤマブキ、エリカ、カルミア等
野鳥やチョウが訪れる庭		ヤマザクラ、カキ、ウメモドキ、ウメ、クロガネモチ、ソヨゴ、ザイフリボク等	センリョウ、コトネアスター、ヤブラン、草花等

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

●緑化計画書の提出に要する書類

緑化計画の事前協議により、下記の図面(案)等を作成します。初回には、現地の写真をご用意下さい。また、事前協議終了後、緑化計画書として区にご提出いただく前に、基準等を満たした最終的な案として全ての書類をそろえた上で、事業者(施主)または管理者に計画内容の確認や了承を得て下さい。

【提出書類】　正副２部必要(副本は正本のコピーで可)



ア 緑化計画書表紙(相談番号等も必要)

イ 案内図(敷地とその周辺部の町丁番地、道路の入った簡易な地図)

ウ 現況緑地図(平面図、樹種一覧等)

エ 現況緑地求積図(求積図、計算根拠式を含む)

オ 敷地緑化計画図(平面図、接道部緑化立面図・接道部緑化断面図、樹種一覧等)

カ 敷地緑化計画求積図(求積図、計算根拠式を含む)

キ (敷地面積 500 ㎡以上) 屋上施設図(屋上全体図、求積図、断面図)

ク (建築物の緑化施工物件) 建築物緑化計画図(平面図及び立面図、断面図、樹種一覧表、求積図、計算根拠式を含む)。屋上緑化または壁面・ベランダ緑化により提出書類は異なります。断面図は、縁石等を含む緑化の部分の断面図です。

ケ (既存樹木の伐採等がある場合)伐採、移植理由等を整理した検討結果報告書(自由書式)

コ 現況カラー写真(樹木の保全協議のある場合は正副、その他は正本のみで可：カラーコピー可)

サ 撮影位置図(樹木の保全協議のある場合は正副、その他は正本のみで可：カラーコピー可)

シ 構造図(屋上、人工地盤、建築物の緑化等の場合)

ス (敷地面積 1000 ㎡以上・樹木等保全協議の対象敷地等)緑化計画のコンセプト(施設整備方針、植栽ゾーニング、植栽育成方針、樹種選択の考え方、目黒区みどりの基本計画および生物多様性地域戦略での位置づけ等)　☛P. 16 下表(総合的な緑化計画のコンセプトについて)参照

セ 計画内容により、その他書類の提出が必要となります(年間管理理計画書、理由書等)

※計画書は情報公開条例に基づく情報開示請求の対象となりますので、誰が見てもわかる図面等として下さい。緑化計画書の提出の有無の問合せを受けた際には、窓口等で公表をすることがあります。

【図面作成上の注意事項】

① 各種図面に方位と縮尺を記載して下さい。縮尺は１/100、敷地500㎡以上の場合は、1/200でも可。**図面の縮小による変則的な縮尺はおやめください。**用紙サイズは、A4以上でA1まで可です。間取り等の不要な個人情報は入れないで下さい。

② オとクの緑化計画図は、樹種、形状等の記載のある樹種一覧表の添付がない場合収受できません。
樹木の形状は、H:樹高(m)、C:幹周(m)、W:枝張(m)等で示します。

③ ウの現況緑地図で不明な樹種がある場合には、常緑・落葉、針葉・広葉樹及び中高木や低木等の分類の表記が可能です。適用に当たって写真等を用意し、区と協議して下さい。

④ エ、カとクの求積図を作成する際には、四角形や円など単純な矩形で作成して下さい。ただし、CADによって図面を作成し、面積の自動計算をする際には、詳細な三斜図及び内訳式は不要で、外周の辺の長さを記載すれば可としますが、区は必要に応じて詳細な図面を要求します。なお、使用したCADソフト名は図内に記載して下さい(自動計算可能なソフトの確認のため)

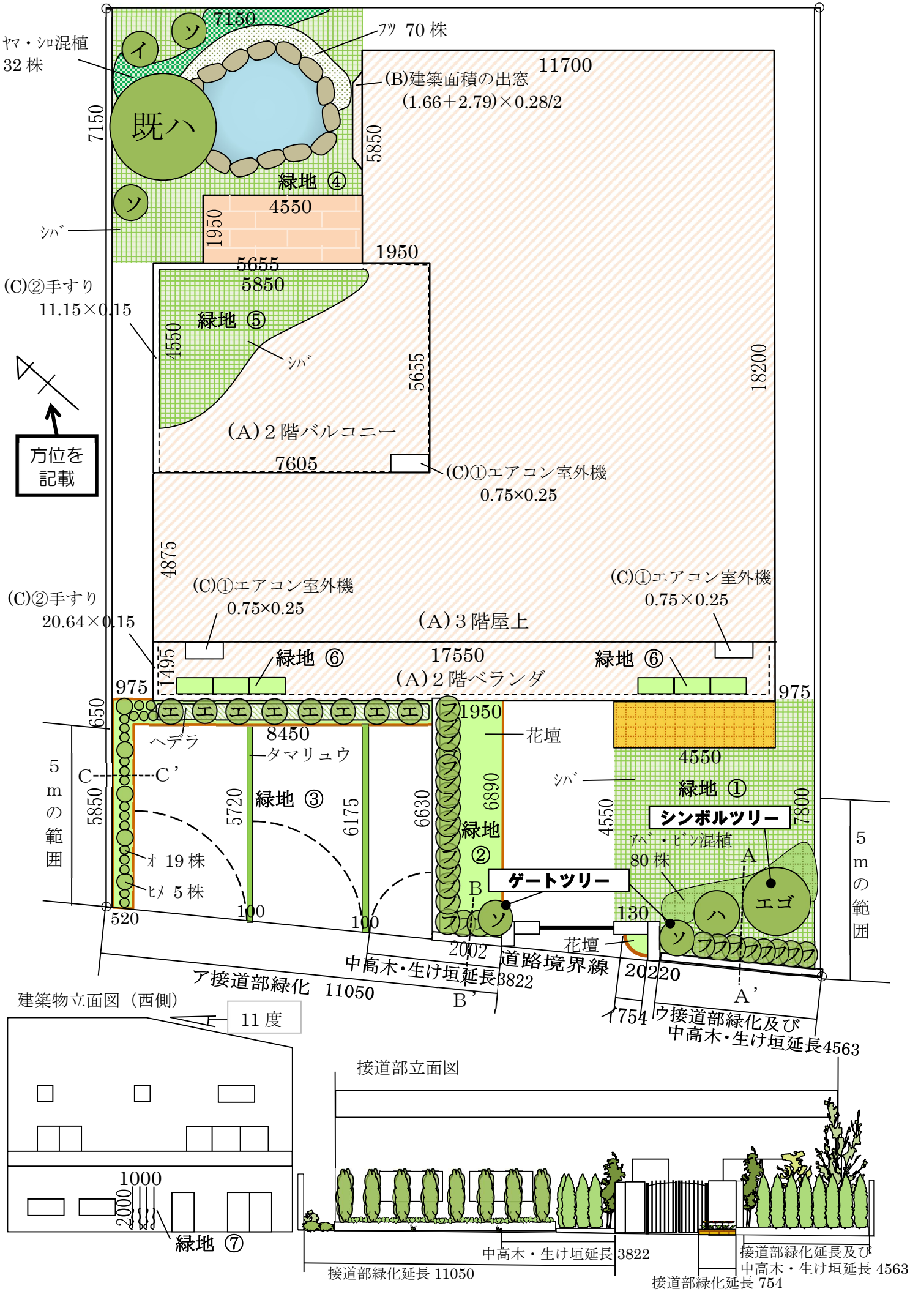
●代理人様について

完了届の提出まで、緑化計画全般を担当します

代理人は、緑化計画の作成から**完了届の提出まで**、緑化計画全般を担当し、緑化の計画や工事内容を把握している方として下さい。施主からの委任状は不要です。代理人が途中変更となる場合 ☛P. 22

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

緑化計画図（例示）　※平面図等は例示であり、実際の縮尺等とは異なります



接道部の緑化の基準
　接道部緑化延長（住宅）20.22m
　基準延長　20.22×0.6＝12.13（内、中高木・生け垣延長6.06m）
緑化延長　　ア11.05＋イ0.75＋ウ4.56＝16.36m…OK
　　（内、中高木・生け垣延長8.38m）

敷地の緑化の基準
　敷地面積　530.44㎡
　基準面積　（530.44×（100－60）［%］×0.35）＝74.26㎡
　建築物から基準の振替　74.26＋14.13＝88.39㎡
緑化面積　①　31.56㎡　②　13.18㎡　③　8.39㎡　④　42.25㎡
　④´3.53㎡（保全緩和加算1.5×1.5×3.14×0.5）

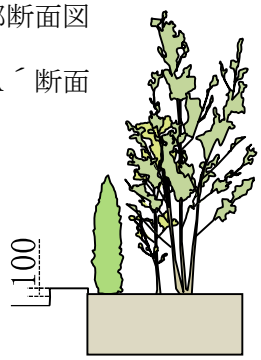
　①31.56＋②13.18＋③8.39＋④42.25＋④´3.53＝98.91㎡…OK

中高木の本数の基準
　中高木の本数の基準　74.26÷4＝18.565（19本）　14.13÷4＝3.5325（4本）
　19＋4＝23本　本数　41本…OK

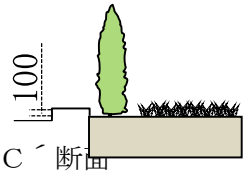
建築物の緑化の基準
　建築面積（A）　280.37㎡
　植栽不可能面積（B）（1.66＋2.79）×0.28/2＝0.62㎡
　機器等の面積（C）　①0.75×0.25×3＝0.56㎡
　②(20.64＋11.15)×0.15＝4.76㎡
　屋上緑化可能面積　280.37－(B)0.62－(C)0.56－4.76＝274.43㎡
　基準面積　274.43×0.2＝54.88㎡
緑化面積　⑤28.92×1.2＝34.70㎡（土厚平均0.17m）
　⑥0.45×1.0×6×1.5＝4.05㎡（※ﾌﾟﾗﾝﾀｰ別紙参照）
　⑦2.0×1.0＝2.0㎡
　⑤34.70＋⑥4.05＋⑦2.0＝40.75㎡…OK
　地上へ基準の振替　54.88－40.75＝14.13㎡　※CAD求積により算出

接道部断面図

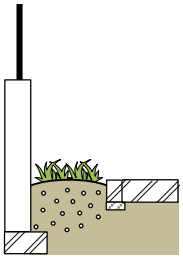
A－A´断面



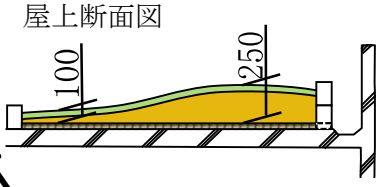
B－B´断面



C－C´断面



屋上断面図



樹種一覧

種類	記号	樹種名	H	W	C	数量	新・既
高木	既ハ	ﾊﾅﾐｽﾞｷ	4.5	3.0	0.35	1本	既存
	ｴｺﾞ	ｴｺﾞﾉｷ	3.5	1.5		1本	新規
中木	ハ	ﾊﾅﾐｽﾞｷ	2.0	1.2		1本	新規
	イ	ｲﾛﾊﾓﾐｼﾞ	1.5	1.2		1本	新規
	ソ	ｿﾖｺﾞ（株立ち）	1.5	1.2		4本	新規
	エ	ｴﾒﾗﾙﾄﾞ（ｺﾆﾌｧｰ）	1.5	0.5		8本	新規
	フ	ﾌｲﾘﾏｻｷ	1.5	0.3		25本	新規
中高木合計本数　41本							
低木	シロ	ｼﾛﾔﾏﾌﾞｷ	1.0	0.5		16株	新規
	ヤマ	ﾔﾏﾌﾞｷ	1.0	0.5		16株	新規
	アベ	ｱﾍﾞﾘｱ・ﾎｰﾌﾟﾚｲｽﾞ	0.5			40株	新規
	ビン	ﾋﾞﾝｶﾏｼﾞｮｰﾙ	0.5			40株	新規
	ヒメ	ﾋﾒﾄﾍﾞﾗ	0.5			5株	新規
	オ	ｵﾀﾌｸﾅﾝﾃﾝ	0.3			19株	新規
低木合計本数　136本							
地被草花	フツ	ﾌｯｷｿｳ	0.2			70pot	新規
		ﾀﾏﾘｭｳ				35pot	新規
		ｼﾊﾞ				1360pot	新規
		ﾍﾃﾞﾗ				32pot	新規
	花壇	別紙年間計画のとおり					

・根拠式を記載
・樹種一覧を記載
・断面図や立面図は必ず記載
上記を全て同じ図面に記載しなくとも構いません。

・延長等根拠となる数字を記載
・道路境界線や断面図の場所等を記載
・接道部緑化延長は接道線に対し垂直に引く
・縮尺を必ず記載（1/100や1/200など、スケールで測れる縮尺）
・図面はＡ１～Ａ４を使用（ただし文字が小さい、文字と図形等が重複している等、数字が正確に確認できない場合は、修正をしていただく事があります）
・CAD求積の場合、必ずソフト名やバージョンを記載

使用作図ソフト：○×△CAD 2016
縮尺：１/１００

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

●目黒区みどりの条例(抜粋)

(目的)

第1条　この条例は、みどりの保護及び育成に関し必要な措置を講ずることにより、みどり豊かな都市環境の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、「みどり」とは、樹木・樹林・生け垣・草花・草地及び水辺地をいう。

(区長の責務)

第3条　区長は、あらゆる施策を通じて、みどりの保護及び育成に努めなければならない。

2　区長は、みどりの保護及び育成に関する区民の提案及び意見について、その施策に反映するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第4条　区民は、みどりの保護及び育成に自ら努めるとともに、みどりの保護及び育成に関する区の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、事業活動を行うに当たって、みどりの保護及び育成に努めるとともに、みどりの保護及び育成に関する区の施策に協力しなければならない。

(樹木等の保全の協議)

第14条の2　指定樹木以外の樹木、樹林及び生け垣(以下「樹木等」という。)(規則で定める基準に該当するものに限る。)の所有者等は、当該樹木等を伐採しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に協議しなければならない。

2　区長は、前項の協議を受けたときは、当該樹木等の保全について協力を求めるものとする。

(公共施設の緑化)

第15条　区は、その設置し、又は管理する道路・公園・学校・庁舎その他の施設について、規則で定める基準により、植樹するなどその緑化に努めなければならない。

2　国等は、その設置し、又は管理する施設について、前項の基準に準じてその緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第16条　住宅、事務所、事業所等の敷地の所有者は、当該敷地について、規則で定める基準により、植樹するなど自らその緑化に努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(接道部の緑化)

第17条　前2条の緑化においては、特に当該敷地のうち道路に接する部分の緑化に努めなければならない。

(建築物の緑化)

第17条の2　建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、第15条に規定する施設を除く。以下同じ。)の所有者は、当該建築物について、規則で定める基準により、自ら屋上緑化等その緑化に努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(開発行為等に係る緑化計画書)

第18条 宅地の開発、住宅等の建築、自動車駐車場の設置その他これらに類する行為のうち、規則で定める手続を要するもの(規則で定める規模以上のものに限る。以下「開発行為等」という。)を行おうとする者は、当該開発行為等に係る敷地及び建築物の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、その認定を受け、当該認定を受けた緑化計画書の内容を履行しなければならない。

2　緑化計画書の内容は、第15条の基準又は第16条及び前条の基準に適合するものでなければならない。

3　第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る緑化を完了したときは、遅滞なく、区長にその旨を届け出なければならない。

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!

（勧告）

第 28 条 区長は、開発行為等を行う者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該開発行為等を行う者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 18 条第 1 項の規定による認定を受けないとき。

(2) 第 18 条第 1 項の規定による認定を受けた緑化計画書の内容を履行しないとき。

(3) 第 18 条第 3 項の規定による届出をしないとき。

（公表）

第 29 条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、当該公表をされるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

●目黒区みどりの条例施行規則(抜粋)

（開発行為等に係る緑化計画書）

第 12 条 条例第 18 条第 1 項に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)その他の法令の規定に基づく同法第 4 条第 12 項に規定する行為に係る許可申請等の手続

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請

(3) 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出

(4) 建築基準法第 18 条第 2 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 17 条第 1 項(同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 4 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項に規定する計画の認定の申請又は同法第 116 条第 1 項に規定する許可の申請

(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 1 項(同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 1 項から第 5 項まで(同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(9) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項又は第 55 条第 1 項に規定する計画の認定の申請

(10)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号)第 89 条の規定による設置の届出(同条例別表第 2 第 2 号に規定する自動車駐車場の設置に係るものに限る。)

2 条例第 18 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、前項第 1 号から第 9 号までに掲げる手続にあっては敷地の面積が 200 平方メートル、同項第 10 号に掲げる手続にあっては自動車等の収容能力が 20 台とする。

3 区長は、条例第 18 条第 1 項の規定による緑化計画書の認定をしたときは、当該開発行為等を行おうとする者にその旨を通知するものとする。

4 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る緑化を中止しようとするときは、区長にその旨を届け出なければならない。

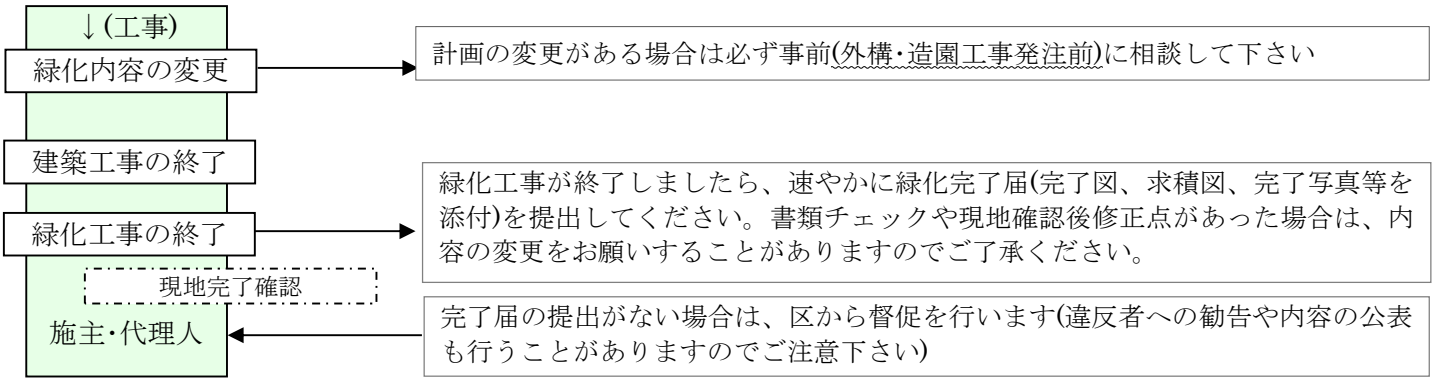
5 区長は、条例第18条第3項の規定による緑化を完了した旨の届出を受けた場合において、同条第2項に規定する基準に適合していると認めたときは、当該届出を行った者の求めに応じ、その旨を通知するものとする。

©2008-19 Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved. 「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」をめざして!!

●緑化計画の確認・変更・中止について　※内容を変更したいときは、事前にお問い合わせ下さい

緑化工事が終了しましたら、速やかな完了届の提出が義務付けられています。内容変更や計画の中止が予定されるときは、届け出方法等について窓口にご相談下さい　☛詳細はホームページをご覧下さい。
https://www.city.meguro.tokyo.jp/midori/shigoto/kouen/keikaku.html

〇事業(建築)の中止について　→　緑化計画中止届をご提出下さい
〇緑化計画の内容の変更について　→　変更を確定する前(外構工事発注前)に窓口で相談して下さい
(敷地面積・接道総延長・建築面積・建築１階部分の用途・地域地区の変更で、緑化基準に変更が生じる場合は変更届の協議・提出が必要です)
〇施主・代理人の変更について　→　区公式ウェブサイトに掲載されている様式を使用してください
〇工期の変更について　→　ご連絡下さい。お電話でも受け付けています



助成制度があります　要件など詳しくは区へお問合わせ、または区公式ウェブサイトをご覧下さい

◎【みどりのまちなみ助成制度】接道部緑化、屋上・壁面緑化に対する支援
一定の基準を満たす接道部(道路沿い)緑化や屋上緑化・壁面緑化において新たに植栽する場合や樹木を移植する場合に、造成費の一部を助成します。施工前の申請が必要です。



◎【樹木等の保全協議に関する移植助成制度】一定の大きさのある樹木等を移植して保全するときの支援
樹木等を移植して保全する場合、移植費の一部を助成します。

◎【保存樹木等の指定と助成制度】一定の大きさのある樹木等に対する維持管理の支援
大きな木や生け垣・樹林などを次世代に残すために、所有者等の同意を得て保存樹木等に指定し維持管理費用の一部として助成金を交付します。また、区が対人・対物の賠償責任保険に加入します。

お問合せ　各種様式や本パンフレットは、区公式ウェブサイトからダウンロードできます

〒153-8573　目黒区上目黒 2-19-15　目黒区総合庁舎本館6階
目黒区都市整備部みどり土木政策課みどりの係　　TEL　03-5722-9359(直通)

☛緑化計画(申請書類や申請書記入例、本パンフレットのダウンロード)
http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ikimono/midori/keikaku.html
☛みどりに関する助成制度のホームページ
https://www.city.meguro.tokyo.jp/shigoto/kouen/ryokka/hogo/machinami/index.html
☛条例・規則文
http://www1.g-reiki.net/meguro/reiki_taikei/r_taikei_16.html
☛事前協議（相談票登録）のオンライン申請
https://www.city.meguro.tokyo.jp/midori/shigoto/kouen/keikakuonline.html

目黒区みどりの条例　樹木等保全協議・緑化計画の基準　令和８年６月１日版(目都政第455号)
発行:目黒区都市整備部みどり土木政策課　初版:平成20年1月31日付目都みS第548号(平成20年2月18日から配布)

本パンフレットの表現は必要に応じて更新しています

©2008-19　Greenery Public Works Policy Sect., Meguro City. All rights reserved.　「さくら咲き　心地よいまち　ずっと　めぐろ」をめざして!!